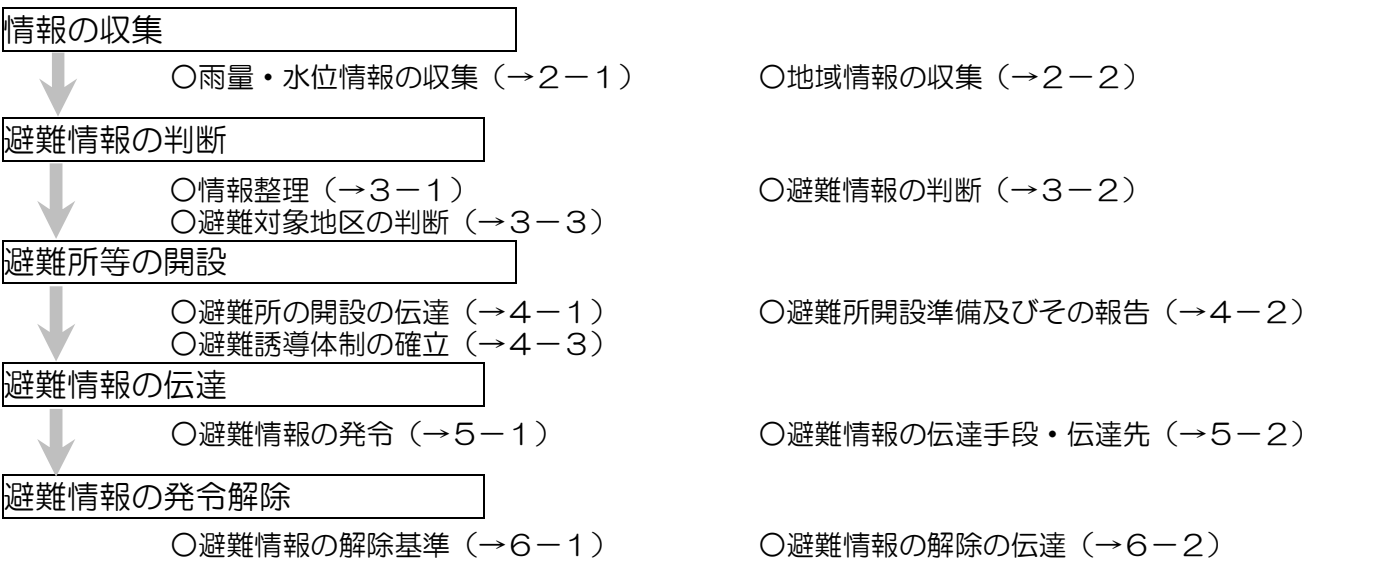


避難情報の判断・伝達マニュアル（案）の概要

避難情報の種類

（警戒レベル3） 高齢者等避難	【発令時の状況】 災害により人的被害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況 【市民がとるべき行動】 危険な場所から高齢者等は避難 ●高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ●高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
（警戒レベル4） 避難指示	【発令時の状況】 災害により人的被害が発生する可能性が高まり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 【市民がとるべき行動】 危険な場所から全員避難 ●立退き避難 （指定緊急避難場所への移動や近隣の高い建物等への移動） ●屋内安全確保 （建物内の安全な場所での待避）
（警戒レベル5） 緊急安全確保	【発令時の状況】 災害により人的被害が発生若しくは切迫※しており、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況 【市民がとるべき行動】 命の危険 直ちに安全確保！ ●立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

業務フロー



避難情報の対象となる区域

洪水等

洪水等に関する避難情報の対象となる区域は、洪水予報河川、水位周知河川の氾濫を想定した洪水浸水想定区域を基本として設定する。
なお、洪水浸水想定区域外に居住する住民であっても、中小河川の氾濫や内水氾濫により、避難行動をとることが必要な場合があることに留意する。

対象河川	避難を要する地域
【洪水予報河川】 野洲川下流	上鉤、下鉤、伊勢落、林、出庭、辻、高野、六地藏、小野、手原 1～8 丁目、中沢 1・3 丁目、大橋 1～7 丁目、蜂屋、野尻、縋 1～10 丁目、苅原、笠川、小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、北中小路、十里
【水位周知河川】 草津川	下戸山、岡、目川、坊袋、川辺、安養寺 6～8 丁目、小柿 1～10 丁目、中沢 1～3 丁目、上鉤、下鉤、御園、上砥山、井上、東坂、観音寺、縋 4～6 丁目、苅原、笠川、小平井 1～4 丁目、霊仙寺 1～6 丁目、十里

土砂災害等

避難情報の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。
避難情報が発令された場合は、発令対象学区等の住民のうち、居住地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に所在する住民は、自らの居住地等の状況に応じた避難行動（立退き避難、緊急安全確保）をとる必要がある。

避難を要する地域	想定される災害	避難を要する地域	想定される災害
御園	土石流、急傾斜地崩壊	観音寺	土石流、急傾斜地崩壊、地すべり
上砥山	土石流、急傾斜地崩壊	下戸山	急傾斜地崩壊
荒張	土石流、急傾斜地崩壊	六地藏	土石流、急傾斜地崩壊
井上	土石流、急傾斜地崩壊	伊勢落	土石流、急傾斜地崩壊
東坂	土石流、急傾斜地崩壊		

避難情報の判断基準

洪水予報河川（野洲川下流）／水位周知河川（草津川）／その他河川に関する基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 【野洲川下流】 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 4.3mに達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 【草津川】 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 3.4mに達したとき ○洪水警報が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき ①草津川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき ②金勝川の目川水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2.6mを超えているとき ③金勝川の目川水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれるとき 【その他河川】 ○洪水警報が発表され、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ①河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現したとき ②市域及び市域上流で大量または強い降雨が見込まれるとき 【共通】 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）

土砂災害に関する基準

情報区分	発令判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 ○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったとき ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等へのクラック等）が発見されたとき
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 （災害が切迫） ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となったとき（災害発生を確認） ○土砂災害の発生が確認されたとき

※地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要がある
と認められる場合には、上記の避難基準に達していない場合においても、避難情報の発令を行う。
※土砂災害警戒情報が発表された場合の詳細情報は、インターネットで確認する。（<https://www.shiga-bousai.jp/>）

情報区分	発令判断基準
警戒レベル4 避難指示	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。 【野洲川下流】 ○指定河川洪水予報により、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 4.8mに達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表されたとき ○野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 4.8mに到達していないものの、野洲川の野洲水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である 5.995mに到達することが予想されるとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達することが予想される場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 【草津川】 ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である 4.3mに達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき 【その他河川】 ○河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現したとき 【共通】 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	次のいずれか 1 つに該当する場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではない。 【野洲川下流】 （災害が切迫） ○野洲川の野洲水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 5.995mに到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） 【草津川】 （災害が切迫） ○草津川の西矢倉水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である 4.57mに到達したとき ○草津川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき（災害発生を確認） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合） 【その他河川】 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）